

申請者:奥田 真也

論文題目 銀行の会計政策に関する実証分析
—課税所得と会計利益の乖離による影響の観点から—

審査員 花枝 英樹
尾畑 裕
加賀谷 哲之

本論文は、日本で1998年10月に公表された「税効果会計に係る会計基準」に焦点をあて、その経済的影響や問題を、銀行業に属する企業をサンプルとして分析している。銀行に焦点をあてているのは、①税効果会計により発生する繰延税金資産・負債の金額が極めて大きい点、②繰延税金資産・負債は企業の自己資本比率を増減させるが、銀行はその自己資本比率をベースにした、さまざまな規制をうける環境にある点(BIS規制や早期是正措置など)に注目してのことである。本論文では、税効果会計をめぐる銀行経営者の裁量的行動やその株式市場での評価を実証的に検討している。

本論文の長所は、つぎのとおりである。

まず第1に、銀行に対する自己資本比率規制がわが国銀行経営者による税効果会計の会計方針選択行動に与える影響を明らかにしている点である。これまで銀行の自己資本比率規制と経営者の会計方針選択行動との関係性は逸話的ないしは断片的に論じられているに過ぎなかった。とりわけ税効果会計に関してはその傾向が強かった。本論文では、大量のサンプルをベースに両者の関係の検証を行っており、その結果「自己資本比率規制に抵触する可能性が高い銀行の経営者は当初、それを回避するべく裁量的な会計行動を実施していたが、監査委員会報告第66号や金融監督庁による検査マニュアルが公表されたのを契機に、そうした裁量的な会計行動が抑制されている可能性がある」ことを統計的に解明している点で評価できる。

第2は、繰延税金資産・負債が株式市場でどのように評価されているのかを解明している点である。銀行は税効果会計の適用により繰延税金資産を計上することにより自己資本比率規制への抵触を回避できることから、税効果会計は銀行の救済措置のために導入されたという論者も少なくなかった。こうした批判を検討するべく、本論文では大量サンプルをベースにした統計的分析を通じて、投資家が繰延税金資産(負債)を資産(負債)として認識して株式投資を行っている可能性が高いことを明らかにしている。これは税効果会計が単に「銀行の救済措置」ではなく、投資家にとっての情報有用性の観点からも評価できることを意味する。一方で、自己資本比率規制に抵触する可能性が高い銀行に限って言えば、その資産性、負債性に疑義が生じている点も指摘しており、将来実現する可能性が低い繰延税金資産に対して設定される評価性引当額の計上に関して、わが国の税効果会計実務に問題が残されていると投資家が見ている可能性がある点も付け加えている。

第3に、税効果会計の先進国ともいえる米国が貸借対照表の貸方に計上される繰延税金負債を軸に理論展開が進んだのに対して、わが国の実態が借方に計上される繰延税金資産の金額が負債に比べて大きい現実を踏まえ、繰延税金資産の借方計上をめぐる問題を理論的に検討しようと試みている点で評価できる。

しかし、本論文にも問題点がないわけではない。その一つは、本論文での検証のサンプルが銀行業に限定されており、その視点も自己資本比率規制をめぐる問題にやや偏っていることから、本論文を通じて得られる示唆も限定的なものとなっている点である。とりわけ実証的な会計研究では、基準設定主体への示唆を与える情報が求められていることから、より幅広いサンプルや仮説による検証が不可欠といえよう。また本論文で利用する概念や仮説の記述にやや曖昧な部分があり、この点についてはさらに説明を補う必要があった。これらは本論文の長所を損なうものではなく、筆者の更なる研究で克服が可能である。なにより、銀行による税効果会計処理の実態と問題を実証分析をもとに裏付けた貢献は大きいと思われる。よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第4条第1項の規定により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。